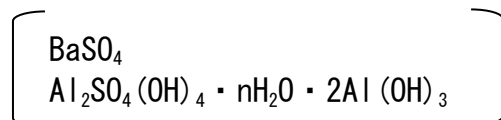


3号白(インキ用体質顔料)購入仕様書

銀行券部

1 主成分



2 品質及び試験方法

該顔料は、硫酸バリウムの水酸化アルミニウムによる表面変成品である。

No.	項目	品質	試験方法
1	外観	右記の試験方法により、国立印刷局が提供する比較顔料（以下「比較顔料」という）と比較評価し殆ど差のないこと	目視による
2	Al含有量	<p>Al(OH)₃として5.0±1.0%</p> <p>① 試料1gを200mlのなすフラスコに採取し、(1+1)HCl150mlを加え、還流冷却器を取り付けて110℃で2時間還流し、その後No.5Cのろ紙でろ過する。ろ過後、ろ液を250mlのメスフラスコに移し入れ、標線まで水を加える。</p> <p>② 標線まで水を加えた濾液を25ml正確に分取し、三角フラスコに入れ、M/50EDTA15mlを加え、20%水酸化ナトリウムでpH1とし、次いで2M酢酸ナトリウムでpH3.0～3.5に調整した後、90℃で1時間加熱する。</p> <p>③ 加熱後放冷し、2M-酢酸ナトリウムでpH5.0～5.5に調整し、キシレノールオレンジを加えた後、M/100塩化亜鉛で滴定し、溶液の色が薄い黄色からごく薄い赤色になった時点を終点とする。</p> <p>④ なお、プランクテストとして、試料を加えずに①～④の操作を行う。次式によって水酸化アルミニウム(%)Aを算出する。</p> $A = \frac{0.00078 \times (a' - a)}{S \times 25 / 250} \times 100$ <p>0.00078・・・M/100塩化亜鉛溶液1mlに対応する水酸化アルミニウムの量(g) a'・・・プランクテストで消費したM/100塩化亜鉛溶液の量(g) a・・・試料溶液に消費したM/100塩化亜鉛溶液の量(ml) S・・・試料重量(g)</p>	下記のとおり。
3	隠ぺい力	右記の試験方法により、比較顔料と比較評価し、殆ど差のないこと	JIS K-5101-4
4	分散性 (粗粒子)	15.24 μm以下	JIS K-5101-5-2
5	インキとしての性状	粘度；600～1,500 (dPa・s) 降伏価；700～3,000 (dPa)	JIS K-5101-5-2に準拠して作製したペーストについて、30℃で下記項目を測定する。 粘度：傾斜版粘度計 降伏価：スプレッドメータ ※降伏価は5分又は30分後における見掛けの値とする

No.	項目	品質	試験方法
6	吸油量	25~45 (ml)	JIS K-5101-13-1
7	水分	2.0%以下	JIS K-5101-15-1
8	沈降状態	(1) 水に分散した顔料が速やかに沈降すること。 (2) 顔料分散物を濾過した際、ろ液が透明であること。	
		試料約5gを500mlのビーカーに採取し、水200mlを始めに少量ずつ加えてよく濡らした後、全量を加えて5分間煮沸する。 これを室温で放冷した後、250mlのメスシリンダーに移し入れ、更に水を加えて250mlとする。 その後、静止して顔料の沈降状態を目視で判定する。また、上記試料の分散液をNo.5Cの濾紙で濾過し、濾液の透明度を目視で判定する。	
9	水溶分	0.5%以下	JIS K-5101-16-1
10	強熱残分	93.0%以上	JIS K-5101-15-2
11	pH	6.5±1.0	JIS K-5101-17-1
12	見掛け密度	0.450~0.650 (g/ml)	JIS K-5101の静止法による。

3 試料採取方法

製造ロットごとに、無作為に抽出した1風袋からできるだけ全体を代表するように50gの試料を採取し、これをガラス製またはプラスチック製の乾燥した容器に入れ密封して、国立印刷局東京工場材料部インキ課インキ管理係に提出し品質確認検査を受けること。

4 納入先及び数量

納入先	数量 (kg)
〒114-0024 東京都北区西ヶ原 2-3-15 (独) 国立印刷局 東京工場	○

5 梱包状態

納入品は、納入数量全体を完全に混合し、20kgを単位としてポリエチレン（厚さ0.05mm以上）の袋に入れ、更にクラフト袋（3重）入れとする。または、20kgを単位とし、ラミネート加工の袋に入れ、更にクラフト袋（3重）入れとする。各容器には、内容及びロット番号を表示するものとする。

6 検査票の提出

納入時には、各項目（品質）についての検査票を提出するものとする。

7 納入日及び数量

東京工場の担当者から別途指示するものとする。

8 その他

(1) 契約品の受入れについては、当法人の受入れ検査に合格した後とするが、受入れ後ロット内の品質にバラツキまたはトラブルが発生した場合は、別途協議の上、速やか且つ適切な措置を講じることとする。

(2) 本仕様書に疑義が生じた場合は、当法人と契約相手方が協議して決定するものとする。